
日付: 2004 年 3 月 4 日

提出元: 住友電気工業株式会社

題名: JJ-100.01 改訂における検討課題

JJ-100.01 の第 2 版 P35 に、以下の脚注がある。

*新たな基準ができるまでは、5km を超える線路に対して利用制限を加えない
また、1.1MHz を超える帯域を使用する伝送システムに関しては、1.1MHz を越える帯域における新
たな基準ができるまでは、1.1MHz 以下でのスペクトル適合性のみを判断する。*

このため、下りがダブルスペクトル、クワッドスペクトルに対応した ADSL が適合性確認済みとなっているが、現実的には 1.1MHz 以下の周波数でのみ、適合性確認を実施している状況が続いている。また、長距離での利用を目的としたシステムも適合性確認を実施しているが、長延化方式が利用される可能性の少ない 5km 以内の線路長のみにおいて判断せざるを得ない状況である。

5km 以上の線路長、及び 1.1MHz 以上の周波数における基準を早急に検討し、JJ-100.01 第 3 版として制定することを提案する。

以上